

(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業  
計画段階環境配慮書

〔 要 約 書 〕

令和6年12月

大阪府

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 及び基盤地図情報を一部加工して複製したものである。

## 目 次

第 1 章	対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1
1.1	事業予定者の名称	1
1.2	代表者の氏名	1
1.3	事業予定者の住所	1
第 2 章	対象事業の目的及び内容	3
2.1	対象事業の目的	3
2.2	対象事業の内容	3
第 3 章	事業実施想定区域及びその周囲の概況	7
3.1	自然的状況	7
3.2	社会的状況	10
第 4 章	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの	15
4.1	計画段階配慮事項の選定及び選定理由	15
4.2	調査、予測及び評価の手法	18
4.3	調査、予測及び評価の結果	21



## 第1章 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

### 1.1 事業予定者の名称

大阪府

### 1.2 代表者の氏名

大阪府知事 吉村洋文

### 1.3 事業予定者の住所

大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号

(空白のページ)

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の目的

大阪府のベイエリアはEコマースの普及に伴う物流ニーズや府内での工場の建替などに伴う産業用地の需要が高まっており、低未利用地等の利活用や新たな土地の造成などにより、新規に産業・物流用地を創出することで、産業競争力の強化を図ることが求められている。

本事業の実施を想定している場所は阪神高速道路湾岸線のインターチェンジや大阪臨海線に隣接し、関西国際空港へは約15分、大阪市内にも約30分の場所で、交通アクセスに優れ、企業立地の観点において高いポテンシャルを有していることから、「大阪のまちづくりグランドデザイン」により、経済成長を促す産業拠点・集積エリアとして位置づけられている。また、岸和田市の都市計画マスタープランにおいて、広域連携軸や市街地との近接性を活かし、貯木場の遊休水面を活用した新規土地造成により、工業・流通機能の集積に加えて、先端産業・新産業の創出を目指すこととされ、また忠岡町の都市計画マスタープランにおいても、貯木場の利活用や産業基盤を活かした新たな企業誘致等を進め、産業拠点としての価値向上を目指すこととされるなど、地元の岸和田市及び忠岡町より、土地造成により産業・物流用地を創出し、地域振興につなげることが期待されている。

これらの状況を踏まえ、新たな産業・物流用地を創出するため公有水面の埋立てを行うものである。

### 2.2 対象事業の内容

#### 2.2.1 対象事業の種類

公有水面の埋立て

#### 2.2.2 対象事業実施想定区域の位置

阪南港 港湾区域内

#### 2.2.3 対象事業の規模

埋立区域の面積 約50ha（第一種事業に該当）

※埋立ての面積等は、詳細検討を行った後に決定する。

## 2.2.4 複数案の設定

### (1) 複数案の検討方針

本事業における事業計画の複数案については、以下の方針に基づき検討した。

- ・ 実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- ・ 環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができるもの。

### (2) 複数案の設定

本事業では複数案の検討として事業の実施場所等が異なる複数案を表 2.2-1 及び図 2.2-1 のとおり設定した。

表 2.2-1 複数案の内容

項目	A 案	B 案	C 案
場所	大津川河口周辺で埋立てを実施	現有の貯木場を活用し、埋立てを実施	現有の木材整理場を活用し、埋立てを実施
埋立て面積	約 50ha	約 50ha	約 50ha
埋立地地盤高さ	0. P. +5. 5m	0. P. +5. 5m	0. P. +5. 5m
現状の護岸	南東側が既設	周囲が既設護岸	北側、東側が既設護岸
選定条件	・ 交通アクセスの利便性を考え阪神高速道路湾岸線の岸和田北インターチェンジ周辺であること。 ・ 阪南港の航路に被らないこと。 ・ 阪南港内の本船の回頭水域に被らないこと。 ・ 陸域と接している場所であること。		

注：1. 埋立地地盤高さは現時点での想定であり、今後詳細検討を行った後に決定する。

2. 「0. P.」は、大阪湾最低潮位を示す。



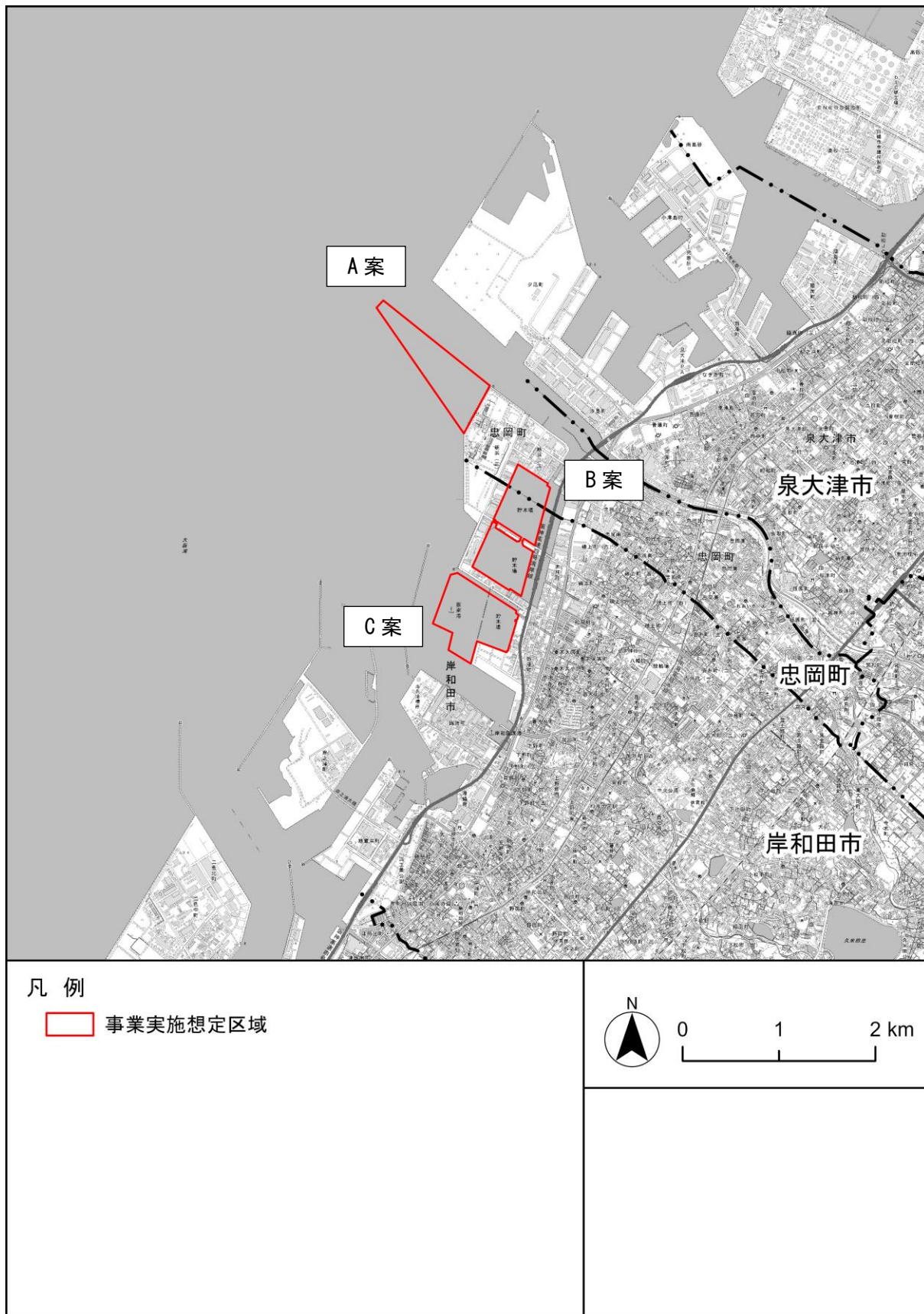


図 2.2-1 (1) 事業実施想定区域の位置

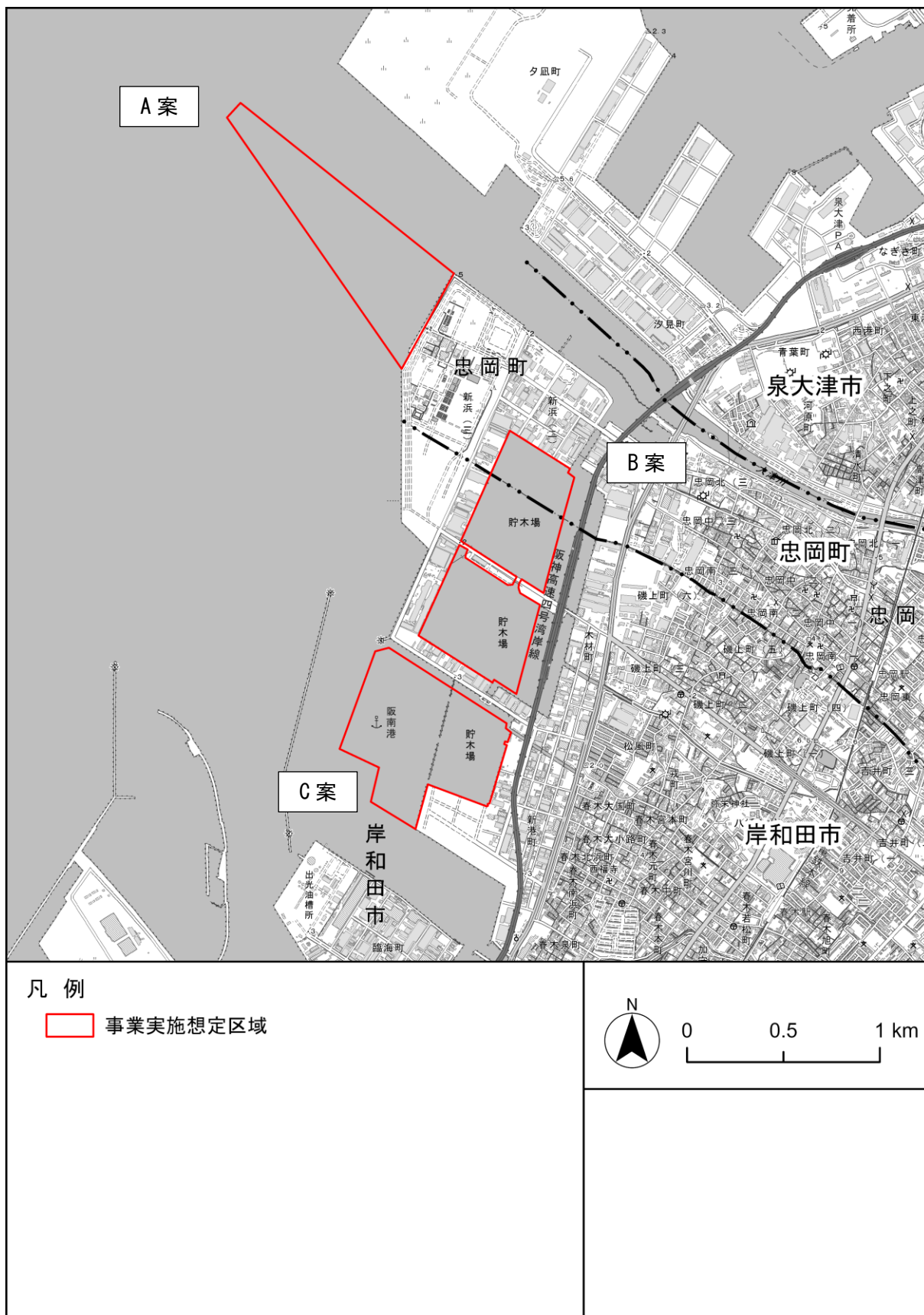


図 2.2-1 (2) 事業実施想定区域の位置 (拡大)

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲（以下、「事業実施想定区域周辺」）における自然的状況及び社会的状況について、入手可能な最新の文献及びその他の資料より情報を収集した。

なお、事業実施想定区域周辺は泉大津市、忠岡町、岸和田市及びその北西側前面海域とした。

#### 3.1 自然的状況

事業実施想定区域周辺における自然的状況は表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 (1) 事業実施想定区域周辺における自然的状況

項目	事業実施想定区域における概況
3.1.1 水環境	
(1) 水象	<p>阪南港における平均水面は大阪湾最低潮位（O.P.）+1.45m、朔望平均満潮位（H.W.L.）はO.P.+2.10m、朔望平均干潮位（L.W.L.）はO.P.+0.35mとなっている。</p> <p>事業実施想定区域周辺における流向は、明石海峡東流最強時には沿岸地形に沿った南西流、明石海峡西流最強時には北東流となっている。また、流速は明石海峡東流最強時、明石海峡西流最強時ともに0.3ノット程度（15cm/s程度）となっている。</p> <p>主な河川として二級河川の大津川や春木川等が存在する。なお、一級河川は存在しない。</p>
(2) 水質	<p>水質汚濁に係る公害苦情は平成30年度～令和4年度に泉大津市全域で20件、岸和田市全域で33件発生している。</p> <p>&lt;海域&gt;</p> <p>公共用水域水質測定により海域の水質（生活環境項目及び健康項目）の測定が2地点で行われており、令和元年度～令和5年度におけるCOD、T-N、T-P及び底層D0の経年変化はいずれの測定地点も概ね横ばいで推移している。また、令和5年度の健康項目の測定結果はいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。海域の水質（ダイオキシン類）の測定は1地点で行われており、令和5年度の測定結果は環境基準値を下回っている。</p> <p>阪南2区整備事業環境調査により海域の水質（生活環境項目及び健康項目）の測定が4地点で行われており、令和元年度～令和5年度におけるCOD、T-N、T-P及び底層D0の経年変化はいずれの測定地点も概ね横ばいで推移している。また、令和5年度の健康項目の測定結果はいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。海域の水質（ダイオキシン類）の測定は同地点で行われており、令和5年度の測定結果はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。</p>

注：表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

表 3.1-1 (2) 事業実施想定区域周辺における自然的状況

3.1.1 水環境（続き）	
(2) 水質	<p>&lt;河川&gt;</p> <p>事業実施想定区域周辺では河川の水質（生活環境項目及び健康項目）の測定が8地点で行われており、令和5年度の健康項目の測定結果はいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。河川の水質（ダイオキシン類）の測定は2地点で行われており、令和5年度の測定結果はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。</p>
(3) 底質	<p>&lt;海域&gt;</p> <p>公共用水域水質測定により海域の底質（一般項目、健康項目及びダイオキシン類）の測定が1地点で行われており、令和5年度のダイオキシン類の測定結果は環境基準値を下回っている。</p> <p>阪南2区整備事業環境調査により海域の底質（一般項目、健康項目及びダイオキシン類）の測定が4地点で行われており、令和5年度のダイオキシン類の測定結果はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。</p> <p>&lt;河川&gt;</p> <p>河川の底質（一般項目及び健康項目）の測定が1地点で行われている。河川の底質（ダイオキシン類）の測定は2地点で行われており、令和5年度の測定結果はいずれの測定地点も環境基準値を下回っている。</p>
(4) 地下水	<p>事業実施想定区域周辺では地下水の概況調査が4地点、継続監視調査が12地点で行われており、概況調査ではいずれの測定地点、測定項目ともに環境基準値を下回っている。また、継続監視調査では1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値を超過した測定地点がそれぞれ2地点ある。地下水の水質（ダイオキシン類）の測定が1地点で行われており、令和5年度の測定値は環境基準値を下回っている。</p>
3.1.2 土壌及び地盤	
(1) 土壌汚染	<p>事業実施想定区域周辺では土壌のダイオキシン類の測定が1地点で行われており、令和5年度の測定値は環境基準値を下回っている。</p> <p>土壌汚染に係る公害苦情は令和2年度に岸和田市全域で1件発生している。</p>
(2) 地盤沈下	<p>事業実施想定区域周辺では現在地盤沈下は沈静化している。</p> <p>なお、事業実施想定区域の臨海部のほぼ全域は「工業用水法」（昭和31年法律第146号）に基づき、地下水採水の規制地域に指定されている。</p> <p>地盤沈下に係る公害苦情は平成30年度に泉大津市全域で1件発生している。</p>
3.1.3 地形及び地質	
(1) 陸上の地形及び地質の状況	<p>事業実施想定区域周辺の臨海部はほぼ全域が埋立地である。</p>
(2) 海底の地形及び地質の状況	<p>事業実施想定区域周辺では沿岸部でも水深が10mより深い場所がある。海底の地質は主に泥であるが、大津川や津田川の河口周辺の一部は砂である。</p>
(3) 重要な地形及び地質	<p>事業実施想定区域周辺に重要な地形及び地質は存在しない。</p>

注：表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

表 3.1-1 (3) 事業実施想定区域周辺における自然的状況

3.1.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	
(1) 動物	<p>既存資料調査によると、重要な種として鳥類は 66 種、両生類は 1 種、昆虫類は 26 種、魚類は 10 種、底生動物は 82 種、計 185 種が確認された。哺乳類及び爬虫類の重要な種は確認されなかった。</p> <p>事業実施想定区域西側海域の一部は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(大阪湾)として選定されている。なお、事業実施想定区域周辺には動物の天然記念物、生息地等保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約登録湿地、重要野鳥生息地: Important Bird and Biodiversity Areas、Key Biodiversity Area は存在しない。</p>
(2) 植物	<p>事業実施想定区域周辺では、自然的な植生として大津川河口に局所的に分布するヨシクラスがある。</p> <p>既存資料調査によると、植物の重要な種として陸上植物の 7 種が確認された。海藻類の重要な種は確認されなかった。</p> <p>事業実施想定区域周辺では天然記念物(植物)が 3 件、巨樹が 11 件存在し、大津川河口には干潟が分布する。なお、事業実施想定区域周辺では特定植物群落、巨木林及び藻場は確認されていない。</p>
(3) 生態系	<p>事業実施想定区域周辺は大阪湾の湾奥部に位置し、沿岸部は工業地帯となっており、東側には住宅地が広がっている。事業実施想定区域北側の大津川河口には干潟が分布しており、生息する底生動物やそれらを餌とするシギ・チドリ類等の鳥類の生息環境となっている。また、事業実施想定区域南西側には「ちきりアイランド人工干潟」が造成され、水生生物や鳥類、植物の生息・生育環境となっている。</p> <p>事業実施想定区域周辺では環境影響を受けやすい場として「大津川河口の干潟」、「ちきりアイランド人工干潟」がある。</p>
3.1.5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	
(1) 景観	<p>事業実施想定区域周辺の主要な眺望点は 8 地点存在する。</p> <p>事業実施想定区域の近傍の景観資源として「木材町の貯木場周辺(眺望)」が存在する。</p>
(2) 人と自然との触れ合いの活動の場	<p>事業実施想定区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は 9 地点存在する。</p>

注：表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。



### 3.2 社会的状況

事業実施想定区域周辺における社会的状況は表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 (1) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

項目	事業実施想定区域における概況
3.2.1 人口及び産業の状況	
(1) 人口 <sup>注2</sup>	人口（令和5年）は、泉大津市が73,171人、忠岡町が16,212人、岸和田市が186,011人となっている。世帯数（令和5年）は泉大津市が33,173世帯、忠岡町が6,900世帯、岸和田市が80,509世帯となっている。
(2) 産業 <sup>注2</sup>	<p>農家数（令和2年）は、泉大津市では農家総数は125戸で、そのうち19戸が販売農家である。忠岡町では農家総数は58戸で、そのうち14戸が販売農家である。岸和田市では農家総数は1,094戸で、そのうち401戸が販売農家である。</p> <p>林野面積（令和2年）は岸和田市では1,942haである。</p> <p>漁業種類別経営体数（平成30年）は、泉大津市及び岸和田市では刺網の経営体数が最も多く、忠岡町では船びき網の経営体数が最も多い。</p> <p>卸売業・小売業の状況（令和3年）は、泉大津市では事業所数は526所、従業者数は5,309人、年間商品販売額は約314,577百万円である。忠岡町では事業所数は109所、従業者数は805人、年間商品販売額は約34,785百万円である。岸和田市では事業所数は1,261所、従業者数は10,271人、年間商品販売額は約301,620百万円である。</p> <p>製造品出荷額等（令和2年）並びに事務所数及び従業者数の状況（令和3年）は、泉大津市では事業所数は117所、従業者数は3,421人、製造品出荷額等は約13,261,166万円である。忠岡町では事業所数は61所、従業者数は1,656人、製造品出荷額等は約6,048,178万円である。岸和田市では事業所数は274所、従業者数は7,918人、製造品出荷額等は約22,761,639万円である。</p>
3.2.2 土地利用の状況	
(1) 土地利用	泉大津市、忠岡町及び岸和田市において土地利用区分別面積（令和5年）で最も多い地目は宅地である。事業実施想定区域は準工業地域又は工業専用地域に隣接している。

注：1. 表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

2. 各市・町全体における値を示す。

表 3.2-1 (2) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
(1) 河川及び湖沼の利用	事業実施想定区域周辺には二級河川の天津川及び春木川等が存在する。天津川及び春木川水系の河川水は農業用水に利用されている。
(2) 海域の利用	事業実施想定区域周辺の海域は大部分が「港湾法」(昭和 25 年法律第 218 号)に基づき、堺泉北港港湾区域及び阪南港港湾区域に指定されているほか、「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)に定められた岸和田航路がある。 なお、事業実施想定区域周辺の海域には漁業権は設定されていない。
(3) 地下水の利用	事業実施想定区域周辺は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づき、地下水の採水規制地域に指定されている。
3.2.4 交通の状況	
(1) 陸上交通	事業実施想定区域周辺の主要な道路としては阪神高速湾岸線、大阪臨海線などがある。 事業実施想定区域周辺には南海電気鉄道株式会社(南海電鉄)南海線及び西日本旅客鉄道株式会社(JR 西日本)阪和線・羽衣線が南北方向に延びている。
(2) 海上交通	令和 4 年の堺泉北港における総入港船舶数は 27,910 隻、阪南港における総入港船舶数は 4,881 隻である。
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の概況	
(1) 学校、病院等 <sup>注2</sup>	泉大津市、忠岡町及び岸和田市の保育所は 16 施設、幼稚園は 27 施設、幼保連携型認定こども園は 42 施設、小学校は 34 施設、中学校は 15 施設、高等学校は 7 施設、特別支援学校は 1 施設、専修学校は 7 施設、図書館は 8 施設、老人福祉施設は 34 施設、病院は 22 施設、診療所は 221 施設となっている。
(2) 住宅	事業実施想定区域に接する地域は「準工業地域」、「工業専用地域」に指定されている。
3.2.6 下水道の整備の状況	
(1) 下水道 <sup>注2</sup>	事業実施想定区域周辺での下水道普及率(令和 4 年度)は泉大津市が 97.3%、忠岡町が 97.4%、岸和田市が 96.2%となっている。

注：1. 表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

2. 各市・町全体における値を示す。

表 3.2-1 (3) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域等の状況	
(1) 公害関係法令等	<p>&lt;環境基準等&gt;</p> <p>公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められており、事業実施想定区域周辺には水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定された海域が存在する。</p> <p>&lt;規制基準等&gt;</p> <p>「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)等に基づき、工場及び事業場から排出される排水について規制基準が定められている。</p> <p>土壌汚染については「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)に基づき規制基準が定められている。</p> <p>「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づき、地下水の採取について規制が行われている。</p>
(2) 自然関係法令等	<p>&lt;自然保護&gt;</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく国定公園及び府立自然公園は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)に基づく自然遺産は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号)により登録された湿地は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づき、特定猟具使用禁止区域に指定されている。</p> <p>&lt;景観保全&gt;</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区が存在する。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「景観法」(平成16年法律第110号)に基づく「大阪府景観計画」及び「岸和田市景観計画」による指定区域が存在する。</p>

注：表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。



表 3.2-1 (4) 事業実施想定区域周辺における社会的状況

3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域等の状況（続き）	
(2) 自然関係法令等	<p>&lt;文化財保護&gt;</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「大阪府文化財保護条例」（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）、「泉大津市文化財保護条例」（平成 4 年泉大津市条例第 17 号）及び「岸和田市文化財保護条例」（平成 5 年岸和田市条例第 22 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物が 32 件存在する。</p> <p>&lt;国土防災&gt;</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく指定区域は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域周辺の一部は「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域に指定されている。</p>

注：表中の見出し番号は「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書」の見出し番号に対応している。

(空白のページ)

## 第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

### 4.1 計画段階配慮事項の選定及び選定理由

計画段階配慮事項は「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日農林水産省・運輸省・建設省令第1号）（以下、「埋立アセス主務省令」）の第5条第1項の規定に基づき、事業特性等を考慮して選定した。

なお、対象とする影響要因は埋立アセス主務省令に基づき、「土地又は工作物の存在」とした。

計画段階配慮事項の選定結果は表4.1-1に示すとおりであり、「水質」、「水底の底質」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」の7項目を選定した。

計画段階配慮事項として選定した理由及び選定しない理由を整理した結果は、表4.1-2に示すとおりである。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分			影響要因の区分	
			土地又は 工作物の存在	埋立地の 存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の汚れ	○
		水底の底質	底質の性状	○
		地下水の水質及び水位	水質、水位	—
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	—
		地盤	地盤沈下	—
		土壌	土壌汚染	—
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	
	植物	重要な種及び群落	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	

備考：表中の「○」は計画段階配慮事項として選定した項目であることを示す。

表 4.1-2 (1) 計画段階配慮事項として選定した理由及び選定していない理由

環境要素の区分			影響要因	選定結果	選定した理由及び選定しない理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在	○	事業実施想定区域周辺海域では環境基準値を超過する地点が見られる 埋立地の存在による海水の流れの変化に伴い周辺海域の水質に影響が及ぶおそれがあることから選定した
		水底の底質	底質の性状		○	事業実施想定区域周辺海域では環境基準値を下回っているものの、埋立地の存在による海水の流れの変化に伴い周辺海域の水底の底質に影響が及ぶおそれがあることから選定した
		地下水の水質及び水位	水質、水位		—	埋立計画では地下水の変化をもたらすような大深度の掘削等は計画していないため、埋立地の存在による地下水への影響は想定されないことから選定しない
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質		—	事業実施想定区域には重要な地形及び地質は存在しないため、埋立地の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定しない
		地盤	地盤沈下		—	地下水のくみ上げ等は計画していない 地下水のくみ上げ等による地盤沈下は想定されないことから選定しない
		土壌	土壌汚染		—	土壌汚染の原因となる物質を含む土砂を搬入及び搬出しないほか、土壌汚染の原因となる行為はないため、土壌汚染は想定されないことから選定しない
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	事業実施想定区域周辺の一部では動物の重要な種の生息が確認されている 埋立地の存在による海水の流れや水質等の変化に伴い動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから選定した
		植物	重要な種及び群落		○	事業実施想定区域周辺の一部では植物の重要な種の生育が確認されている 埋立地の存在による海水の流れや水質等の変化に伴い植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから選定した
		生態系	地域を特徴づける生態系		○	事業実施想定区域周辺の一部では地域を特徴づける生態系が確認されている 埋立地の存在による海水の流れや水質等の変化に伴い地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがあることから選定した

表 4.1-2 (2) 計画段階配慮事項として選定した理由及び選定していない理由

環境要素の区分			影響要因	選定結果	選定した理由及び選定しない理由
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在	○	事業実施想定区域周辺には主要な眺望点が存在している 埋立地の存在により主要な眺望点からの眺望景観に影響を及ぼすおそれがあることから選定した
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

### 4.2.1 調査の手法

計画段階配慮事項についての調査は、国や地方公共団体等が有する既存資料を収集・整理・解析する手法とした。

環境要素ごとに選定した計画段階配慮事項についての調査の手法は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 調査の手法

環境要素の区分			影響要因	調査の手法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	土地又は工作物の存在	公共用水域水質測定結果、阪南2区整備事業環境調査結果を収集して整理・解析する
		水底の底質		公共用水域水質測定結果、阪南2区整備事業環境調査結果を収集して整理・解析する
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	自然環境保全基礎調査結果及びその他動物に係る既往調査結果を収集して整理・解析する	
	植物	重要な種及び群落	自然環境保全基礎調査結果及びその他植物に係る既往調査結果を収集して整理・解析する	
	生態系	地域を特徴づける生態系	動物及び植物についての既往調査結果を踏まえて整理・解析する	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	眺望点、眺望景観に係る既存資料を収集して整理・解析する	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場に係る既存資料を収集して整理・解析する	

#### 4.2.2 予測の手法

計画段階配慮事項についての予測は、環境状況の変化を事例の引用又は解析に基づき定性的に予測する手法とした。

環境要素ごとに選定した計画段階配慮事項についての予測の手法は表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 予測の手法

環境要素の区分			影響要因	予測の手法	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在	既存資料に基づく流況計算結果を参考に、水質への影響を推測する
		水底の底質	底質の性状		既存資料に基づく流況計算結果を参考に、水底の底質への影響を推測する
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	植物	重要な種及び注目すべき生息地		既存資料に基づき重要な種の生息状況等を把握したうえで、既往知見を参考に埋立てによる影響を検討する範囲を設定し、動物の重要な種の確認地域が含まれるか否かを確認する
			重要な種及び群落		既存資料に基づき重要な種の生育状況等を把握したうえで、既往知見を参考に埋立てによる影響を検討する範囲を設定し、植物の重要な種の確認地域が含まれるか否かを確認する
			地域を特徴づける生態系		既存資料に基づき地域を特徴づける生態系の場を把握したうえで、既往知見を参考に埋立てによる影響を検討する範囲を設定し、地域を特徴づける生態系の場が含まれるか否かを確認する
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		既存資料に基づき主要な眺望点の位置を把握したうえで、既往知見を参考に埋立てによる影響を検討する範囲を設定し、主要な眺望点が含まれるか否かを確認する
			主要な人と自然との触れ合いの活動の場		既存資料に基づき主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を把握したうえで、既往知見を参考に埋立てによる影響を検討する範囲を設定し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が含まれるか否かを確認する

### 4.2.3 評価の手法

計画段階配慮事項についての評価は、各埋立候補地における環境要素ごとの予測結果の比較、あるいは影響の程度を定性的に相対比較する手法とした。

環境要素ごとに選定した計画段階配慮事項についての評価の手法は表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 評価の手法

環境要素の区分			影響要因	評価の手法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の汚れ	設定した複数案について、水質への影響を相対比較する
		水底の底質	底質の性状	設定した複数案について、水底の底質への影響を相対比較する
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	土地又は工作物の存在	設定した複数案について、埋立てによる影響を検討する範囲内において周辺に存在する動物の重要な種の確認地域の位置関係を相対比較する
	植物	重要な種及び群落		設定した複数案について、埋立てによる影響を検討する範囲内において周辺に存在する植物の重要な種の確認地域の位置関係を相対比較する
	生態系	地域を特徴づける生態系		設定した複数案について、埋立てによる影響を検討する範囲内において周辺に存在する地域を特徴づける生態系の場の位置関係を相対比較する
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	設定した複数案について、埋立てによる影響を検討する範囲内において周辺に存在する主要な眺望点の位置関係を相対比較する	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	設定した複数案について、埋立てによる影響を検討する範囲内において周辺に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置関係を相対比較する	



## 4.3 調査、予測及び評価の結果

### 4.3.1 水質

#### (1) 調査の結果

水質の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「令和元年度～令和5年度大阪府域河川等水質調査結果」（大阪府水質常時監視ポータルサイト）
- ・「令和元年度～令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（4～3月分）」（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ）

公共用水域水質測定結果及び阪南2区整備事業環境調査結果は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1(1)に示したとおりである。

#### 1) 公共用水域水質測定結果

海域における令和5年度の公共用水域水質測定結果によると、健康項目はいずれの地点も環境基準値を下回っている。

また、生活環境項目については、化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)及び底層溶存酸素量(底層D0)の令和元年度～令和5年度における公共用水域水質測定結果は以下に示すとおりである。

COD(年75%値)は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、B類型のB-4では環境基準値を超過する年が見られる。

T-N(年平均値)及びT-P(年平均値)は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、環境基準値を下回っている。

底層D0(年最低値)は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、生物3類型の環境基準値である2.0mg/Lを下回る年が見られる。

## 2) 阪南 2 区整備事業環境調査結果

化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)及び底層溶存酸素量(底層 DO)の令和元年度～令和 5 年度における阪南 2 区整備事業環境調査結果は以下に示すとおりである。

COD(年 75%値)は、各測定地点の表層において令和 5 年度の濃度が令和元年度～令和 4 年度に比べてやや高い値を示しているものの、いずれの測定地点及び層ともに環境基準値を下回っている。

T-N(年平均値)は、令和 5 年度の濃度が令和元年度～令和 4 年度に比べてやや高い値を示しているものの、いずれの測定地点及び層ともに環境基準値を下回っている。

T-P(年平均値)は、いずれの測定地点及び層ともに概ね横ばい傾向にあり、環境基準値を下回っている。

底層 DO(年最低値)は、いずれの測定地点も概ね横ばい傾向にあり、生物 3 類型の環境基準値である 2.0mg/L を下回る年が見られる。

## (2) 予測の結果

水質への影響予測は既存資料に示されている埋立候補地及びその周辺を含む流況計算結果を参考に、周辺海域の水質への影響を推測する方法により行った。

予測に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「阪南港 阪南 2 区整備事業に係る環境影響評価書」（大阪府、平成 10 年 4 月）

既存資料に示されている埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)に埋立候補地を重ね合わせたものは図 4.3-2 に示すとおりであり、埋立てによる周辺海域の水質への影響の推測結果は表 4.3-1 に示すとおりである。

A 案は阪南港港湾区域北側の大津川河口部沖合に大きく張り出す計画であるため阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ることになるとともに、大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる。

阪南港木材港地区貯木場における水の流出入位置は図 4.3-1 に示すとおりであり、B 案は貯木場の大部分を埋め立てる計画であるため貯木場内と外海との海水交換量に変化することが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる。



注：青色の矢印は貯木場における水の流出入位置及び方向を示す。

図 4.3-1 阪南港木材港地区貯木場における水の流れ（流出入）の模式図

C 案は阪南港木材港地区木材整理場の既存の護岸・岸壁と新西防波堤で囲まれた水域を埋め立てる計画であるため春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる。

以上のとおり、A 案、B 案、C 案とも周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられるが、周辺海域の流況特性並びに埋立地の位置、形状から判断すると A 案による海水の流れの変化に伴う水質分布の変化及び C 案による閉鎖性の高まりに伴う水質分布の変化に比べて B 案による海水交換量の変化に伴う水質分布の変化の方が相対的に小さいものと推測されることから、周辺海域の水質への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が小さいものと考えられる。

表 4.3-1 埋立てによる周辺海域の水質への影響の推測結果

区分	埋立場所等	周辺海域の水質への影響の推測結果
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ること並びに大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる
B 案	木材港地区貯木場内	貯木場内と外海との海水交換量が変わることが想定され、周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられる

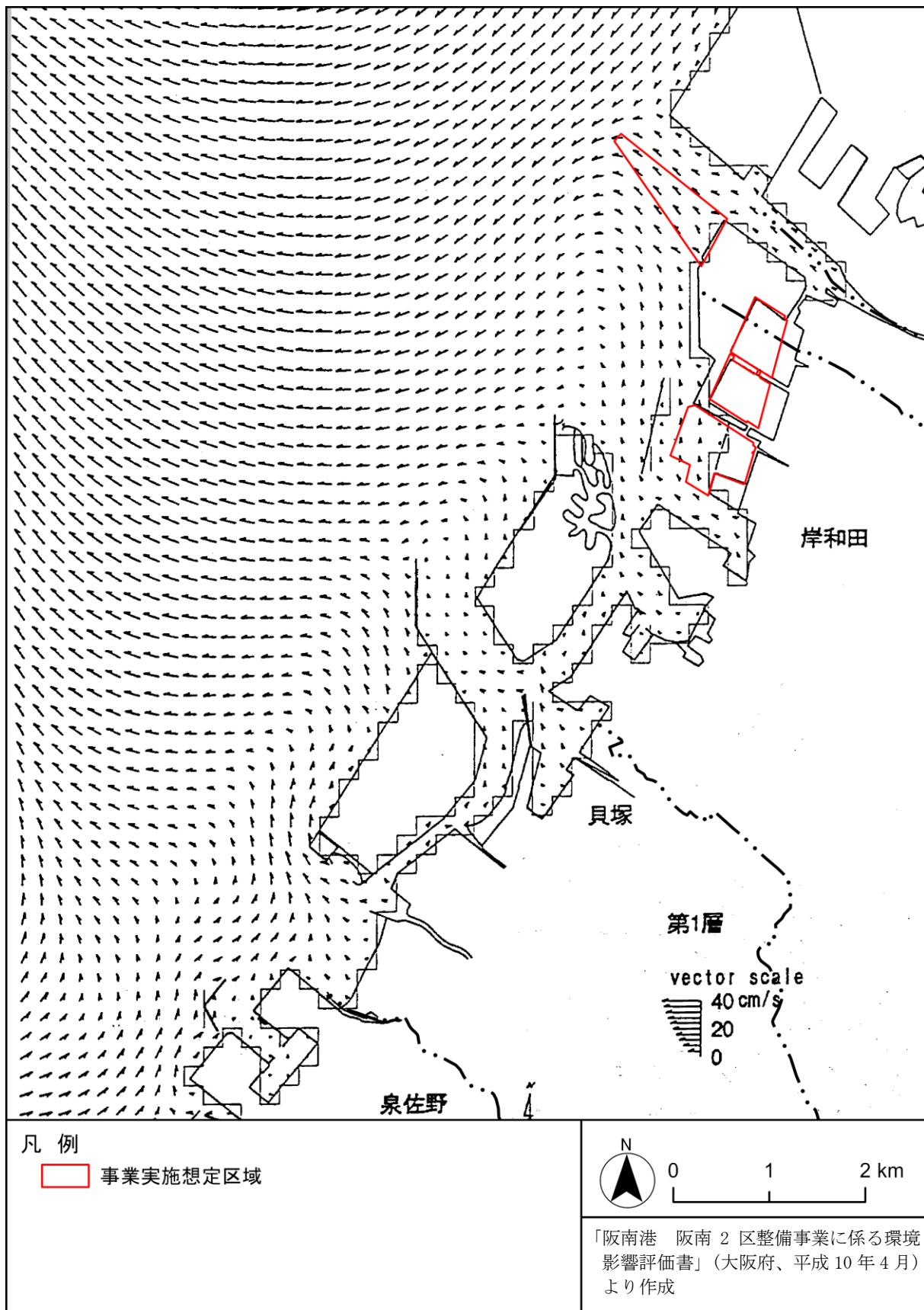


図 4.3-2(1) 埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)と埋立候補地の重ね合わせ(上げ潮最強時)

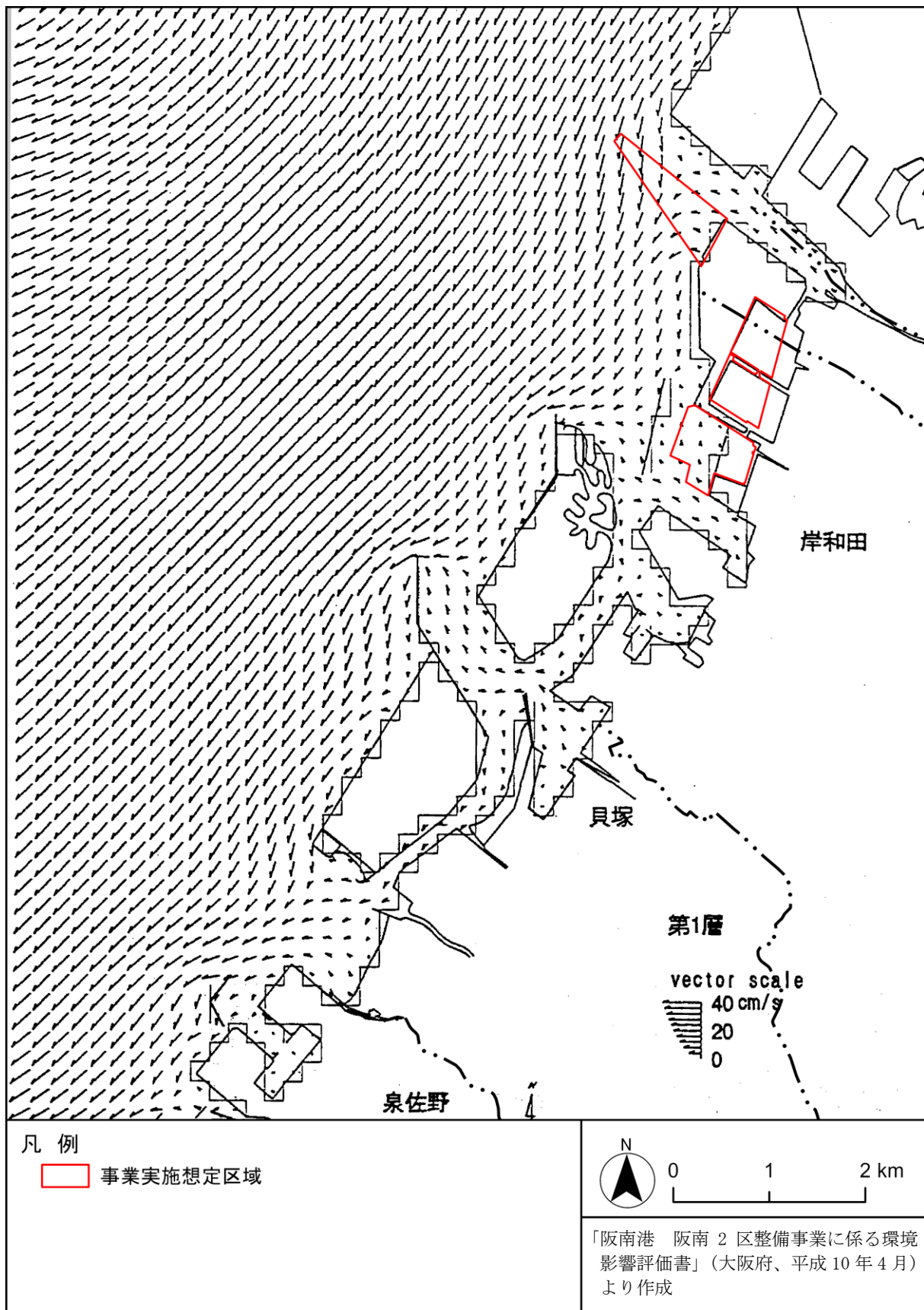


図 4.3-2(2) 埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果(潮流予測図)と埋立候補地の重ね合わせ(下げ潮最強時)

## 4.3.2 水底の底質

### (1) 調査の結果

水底の底質の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「令和5年度ダイオキシン類の環境濃度調査結果」（大阪府ホームページ）
- ・「令和5年度阪南2区整備事業に係る環境調査 海域環境調査 月報（8月分、1月分）」  
（公益財団法人大阪府都市整備推進センターホームページ）

公共用水域水質測定結果及び阪南2区整備事業環境調査結果は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1(2)に示したとおりである。

海域における令和5年度の底質測定結果（ダイオキシン類）によると、いずれの測定地点とも環境基準値を下回っている。

### (2) 予測の結果

水底の底質への影響予測は「第4章 4.3.1 水質」で埋立候補地及び周辺海域の流況計算結果（潮流予測図）に埋立候補地を重ね合わせた図 4.3-2 を基に、周辺海域の水底の底質への影響を推測する方法により行った。

埋立てによる周辺海域の水底の底質への影響の推測結果は表 4.3-2 に示すとおりである。

A 案は阪南港港湾区域北側の大津川河口部沖合に大きく張り出す計画であるため阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ることになるとともに、大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、これにより周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる。

B 案は阪南港木材港地区貯木場の大部分を埋め立てる計画であるため貯木場内と外海との海水交換量に変化することが想定され、これにより周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる。

C 案は阪南港木材港地区木材整理場の既存の護岸・岸壁と新西防波堤で囲まれた水域を埋め立てる計画であるため春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、これにより周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる。

以上のとおり、A 案、B 案、C 案とも周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられるが、周辺海域の流況特性並びに埋立地の位置、形状から判断すると A 案による海水の流れの変化に伴う底質の性状の変化及び C 案による閉鎖性の高まりに伴う底質の性状の変化に比べて B 案による海水交換量の変化に伴う底質の性状の変化の方が相対的に小さいものと推測されることから、周辺海域の水底の底質への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が小さいものと考えられる。

表 4.3-2 埋立てによる周辺海域の水底の底質への影響の推測結果

区分	埋立場所等	周辺海域の水底の底質への影響の推測結果
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ること並びに大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる
B 案	木材港地区貯木場内	貯木場内と外海との海水交換量が変化することが想定され、周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、周辺海域の底質の性状に変化を生じさせる可能性が考えられる



### 4.3.3 動物

#### (1) 調査の結果

動物の重要な種及び注目すべき生息地の現況把握は、既存資料を用いて確認した。

現況把握に用いた既存資料は表 4.3-3 に示すとおりである。

動物の重要な種及び注目すべき生息地は「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりである。

埋立候補地となる阪南港港湾区域周辺では、表 4.3-4 の選定基準に該当する種が図 4.3-3 及び表 4.3-5 に示すとおり確認されている。

表 4.3-3 (1) 収集した既存資料 (動物相)

No.	文献名	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
1	「(第 5 回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(両生類・爬虫類)」(環境省、平成 13 年)			●	●			
2	「(第 5 回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(哺乳類)」(環境省、平成 14 年)	●						
3	「(第 5 回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書(昆虫(トンボ)類・(昆虫(チョウ)類)・(昆虫(セミ・水生半翅)類)・(昆虫(ガ)類)・(昆虫(甲虫)類)」(環境省、平成 14 年)					●		
4	「(第 5 回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書 淡水魚類」(環境省、平成 14 年)						●	
5	「(第 5 回)自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 動物分布調査報告書 陸産及び淡水産貝類(上)・(下)」(環境省、平成 14 年)							●
6	「(第 6 回)自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査報告書」(環境省、平成 16 年)	●						
7	「平成 21 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 22 年)						●	●
8	「平成 22 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 23 年)						●	●
9	「平成 23 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 24 年)						●	●
10	「平成 24 年度 阪南 2 区北側海域生物影響調査業務 報告書」(大阪府環境農林水産総合研究所、平成 25 年)						●	●
11	「岸和田市阪南 2 工区人工干潟における魚類および貝類、甲殻類相について(2009 年度-2014 年度の調査記録)」(柏尾翔・花崎勝司・児島格・山田浩二・大島麻里・大古場正・松岡悠・大谷道夫、平成 28 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、1-13)						●	●
12	「岸和田市阪南 2 工区人工干潟の昆虫類およびクモ類」(河上康子・平田慎一郎、平成 28 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、15-24)					●		
13	「大阪府泉州地域における河川河口域の魚類」(花崎勝司、平成 30 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 5、19-26)						●	
14	「自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021 年」(鳥類繁殖分布調査会、令和 3 年)		●					
15	「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務令和 2 年度報告書」(きしわだ自然資料館、令和 3 年)		●			●	●	●

注：No. の太字下線の文献は予測に用いた文献を示す。

表 4.3-3 (2) 収集した既存資料 (動物相)

No.	文献名	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
16	「令和4年度 廃棄物処理事業 処分場自然共生調査 (海生生物生育状況調査) 報告書」(株式会社 総合水研究所、令和4年)						●	●
17	「岸和田市阪南2工区人工干潟における魚類および貝類、甲殻類相について(2015年度-2020年度の調査記録)」(柏尾翔・花崎勝司・児島格・大古場正・山田浩二・大島麻里、令和4年、きしわだ自然資料館研究報告 No.7、1-12)						●	●
18	「大阪府岸和田市の阪南港における陸・淡水棲軟体動物相」(上地健琉・柏尾翔・児島格・平野尚浩、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、1-22)							●
19	「岸和田市の沖合で水中ドローンにより確認された海岸生物」(柏尾翔・花崎勝司、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、49-57)						●	●
20	「岸和田市阪南2工区人工干潟の昆虫類およびクモ類(2)」(河上康子・平田慎一郎、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、35-48)					●		
21	「阪南2工区人工干潟 (大阪府岸和田市) におけるニクハゼ <i>Gymnogobius heptacanthus</i> (スズキ目: ハゼ科) の出現記録」(花崎勝司、令和5年、きしわだ自然資料館研究報告 No.8、59-64)						●	
22	「大阪湾生き物一斉調査 令和5年 大津川河口」(大阪湾環境再生連絡会、 <a href="http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyoo-db/life/index.aspx">http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyoo-db/life/index.aspx</a> 、令和6年8月閲覧)		●	●	●		●	●
23	「モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査」(環境省生物多様性センター、 <a href="https://www.biodic.go.jp/moni1000/">https://www.biodic.go.jp/moni1000/</a> 、令和6年8月閲覧)		●					
24	「ガンカモ類の生息調査 (平成25年度~令和4年度)」(環境省生物多様性センター、 <a href="https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html">https://www.biodic.go.jp/gankamo/gankamo_top.html</a> 、令和6年8月閲覧)		●					

注: No. の太字下線の文献は予測に用いた文献を示す。

表 4.3-3 (3) 収集した既存資料 (注目すべき生息地)

No.	文献名
1	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)
2	「大阪府内指定等文化財一覧表」(大阪府、 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteichiran.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteichiran.html</a> 、令和6年8月閲覧)
3	「岸和田市内の指定文化財一覧」(岸和田市、 <a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/70/sitei-bunkazai.html">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/70/sitei-bunkazai.html</a> 、令和6年8月閲覧)
4	「生息地等保護区一覧」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html">https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html</a> 、令和6年8月閲覧)
5	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/">https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/</a> 、令和6年8月閲覧)
6	「日本のラムサール条約登録湿地」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html">https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html</a> 、令和6年8月閲覧)
7	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/index.html">https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/index.html</a> 、令和6年8月閲覧)
8	「重要野鳥生息地: Important Bird and Biodiversity Areas」(日本野鳥の会、 <a href="https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/">https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/</a> 、令和6年8月閲覧)
9	「Key Biodiversity Area」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン、 <a href="http://kba.conservaion.or.jp/about.html">http://kba.conservaion.or.jp/about.html</a> 、令和6年8月閲覧)

表 4.3-4 (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー	
重要な動物	I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物 (特天) 天然記念物 (天然) 大阪府指定天然記念物 (府天) 泉大津市指定天然記念物 (市天) 岸和田市指定天然記念物 (市天)
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国際希少野生動植物種 (国際) 国内希少野生動植物種 (国内) 特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) 特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
	III	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	IV	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	絶滅 (EX) 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD)
	V	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁、平成 10 年)	絶滅危惧種 (危惧) 危急種 (危急) 希少種 (希少) 減少種 (減少)
	VI	「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	VII	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

表 4.3-4 (2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー	
注目すべき生息地	I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物 (特天) 天然記念物 (天然) 大阪府指定天然記念物 (府天) 泉大津市指定天然記念物 (市天) 岸和田市指定定年記念物 (市天)
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	生息地等保護区 (生)
	III	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/">https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/</a> 、令和 6 年 8 月閲覧)	重要湿地(湿地)
	IV	「日本のラムサール条約登録湿地」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html">https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html</a> 、令和 6 年 8 月閲覧)	ラムサール条約登録湿地(ラ湿)
	V	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(環境省、 <a href="https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyohozen/kaiiki/engan/index.html">https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyohozen/kaiiki/engan/index.html</a> 、令和 6 年 8 月閲覧)	重要度の高い海域 (重要海域)
	VI	「重要野鳥生息地 : Important Bird and Biodiversity Areas」(日本野鳥の会、 <a href="https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/">https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/</a> 、令和 6 年 8 月閲覧)	Important Bird and Biodiversity Areas (IBA)
	VII	「Key Biodiversity Area」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン、 <a href="http://kba.conservation.or.jp/about.html">http://kba.conservation.or.jp/about.html</a> 、令和 6 年 8 月閲覧)	Key Biodiversity Area (KBA)

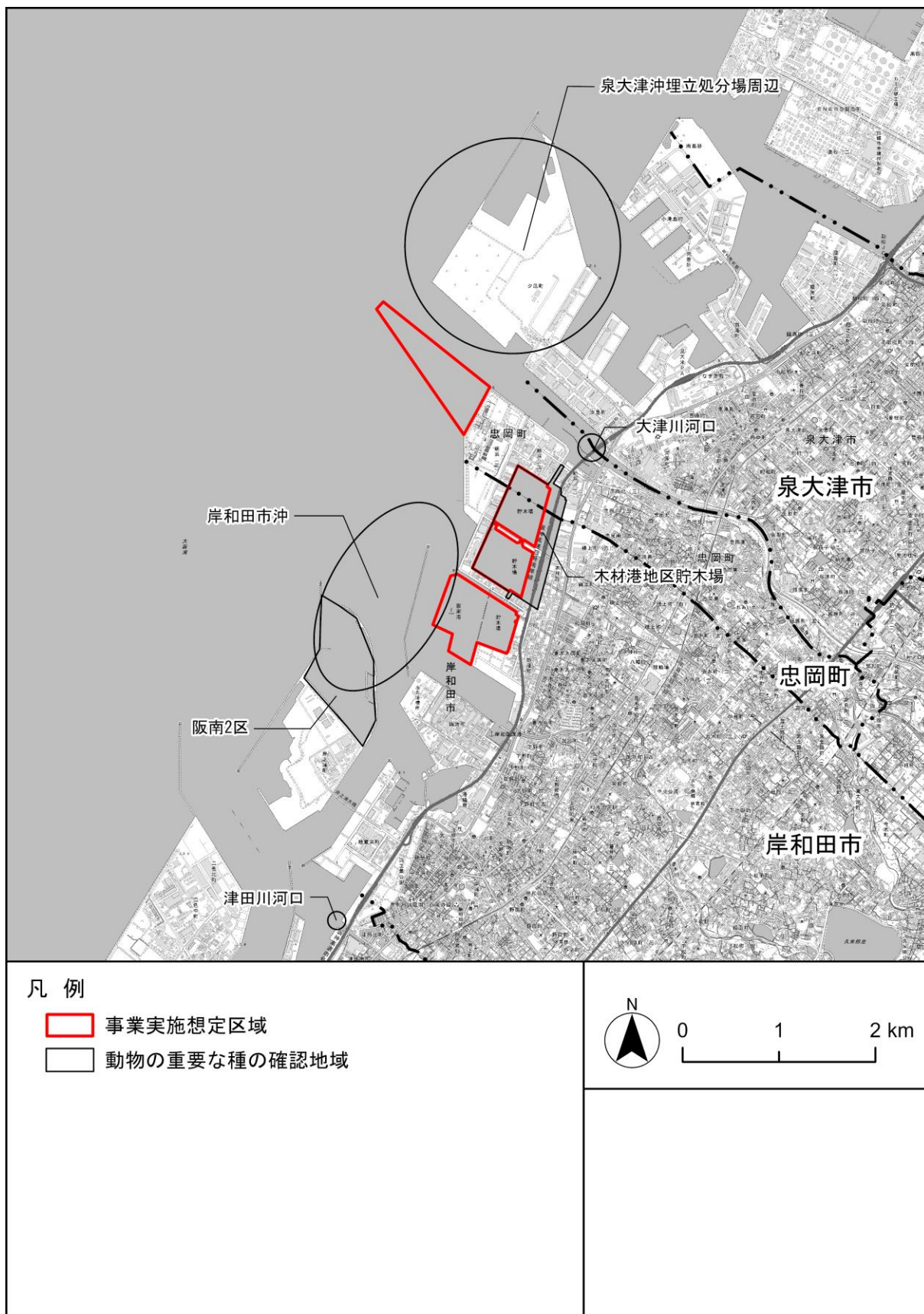


図 4.3-3 既存資料による動物の重要な種の確認地域

表 4.3-5 (1) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域（鳥類）

No.	科名	種名	確認地域						
			泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南 2区	津田川 河口	
1	カモ科	コクガン					○		
2		ツクシガモ					○		
3		ウミアイサ		○	○		○		
4	サギ科	カラシラサギ					○		
5	チドリ科	ケリ					○		
6		ムナグロ					○		
7		ダイゼン					○		
8		イカルチドリ		○					
9		コチドリ		○			○		
10		シロチドリ		○			○		
11		メダイチドリ					○		
12		オオメダイチドリ					○		
13		シギ科	オオソリハシシギ					○	
14			チュウシャクシギ		○			○	
15			ダイシャクシギ					○	
16			ホウロクシギ		○			○	
17	アオアシシギ						○		
18	クサシギ						○		
19	キアシシギ			○			○		
20	ソリハシシギ			○					
21	イソシギ			○			○		
22	キョウジョシギ						○		
23	オバシギ						○		
24	コオバシギ						○		
25	ミュビシギ						○		
26	トウネン						○		
27	ウズラシギ						○		
28	ハマシギ			○			○		
29	カモメ科	ズグロカモメ					○		
30		オオセグロカモメ					○		
31		コアジサシ		○			○		
32		ベニアジサシ		○			○		
33	ミサゴ科	ミサゴ					○		
34	ハヤブサ科	ハヤブサ		○			○		
35	ヒバリ科	ヒバリ		○			○		
36	ヨシキリ科	オオヨシキリ		○			○		
37	セッカ科	セッカ					○		
38	ホオジロ科	オオジュリン					○		
計	11科	38種		15種	1種		36種		

注：網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5 (2) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域（昆虫類）

No.	科名	種名	確認地域					
			泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川 河口
1	マルムネハサミムシ科	イソハサミムシ					○	
2	コガネムシ科	ヤマトケシマグソコガネ					○	
3		セマルケシマグソコガネ					○	
4	コメツキムシ科	ハマベオオヒメサビキコリ					○	
5	テントウムシ科	ジュウサンホシテントウ					○	
6	ドロバチモドキ科	キアシハナダガバチモドキ					○	
計	5科	6種					6種	

注：網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5 (3) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域（魚類）

No.	科名	種名	確認地域					
			泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川 河口
1	ウナギ科	ニホンウナギ		○				○
2	コイ科	タモロコ						○
3	アユ科	アユ					○	
4	メダカ科	ミナミメダカ						○
5	ハゼ科	ウキゴリ						○
計	5科	5種		1種			1種	4種

注：網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5 (4) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域（底生動物 1/2）

No.	科名	種名	確認地域					
			泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川 河口
1	ウミサボテン科	ウミサボテン				○		
2	ハナギンチャク科	ムラサキハナギンチャク				○		
3	ウメボシイソギン チャク科	イシワケイソギンチャク		○				
4	アマオブネガイ科	イシマキガイ		○				
5	ユキスズメガイ科	ミヤコドリ		○			○	
6		ヒナユキスズメガイ					○	
7	ウミミナ科	ウミミナ		○			○	
8		イボウミミナ					○	
9	フトヘナタリ科	フトヘナタリガイ					○	
10	リソツボ科	タニシツボ					○	
11		ゴマツボ					○	
12	カワザンショウガイ 科	サツマクリイロカワザン ショウ					○	
13	ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ					○	
14	イソコハクガイ科	ナギツボ		○			○	
15		シラギクガイ		○			○	
16		ウミコハクガイ					○	
17	タマガイ科	ネコガイ					○	
18		フロガイダマシ					○	
19		アダムスタマガイ					○	
20	ハナゴウナ科	ヒモイカリナマコツマミ ガイ					○	
21	アッキガイ科	アカニシ		○			○	
22	カクメイ科	カクメイ属*					○	
23	ガラスシタダミ科	ガラスシタダミ科（シン ジュノナミダ）*					○	
24	トウガタガイ科	ウネイトカケギリ					○	
25		ヨコイトカケギリガイ		○			○	
26		ミスジヨコイトカケギリ ガイ					○	
27		カキウラクチキレモドキ					○	
28		スオウクチキレ		○			○	
29		シゲヤスイトカケギリ					○	
30		ヨコスジギリ	○				○	
31		クサズリクチキレ					○	
32		ヌカルミクチキレ					○	
33	ガクバンゴウナ科	イリエゴウナ					○	
34	スイフガイ科	カミスジカイコガイダマ シ					○	
35	カノコキセワタガ イ科	カノコキセワタ					○	
36	アメフラシ科	ウミナメクジ					○	
37	オカミミガイ科	ウスコミミガイ					○	
38	ウロコガイ科	オウギウロコガイ					○	
39	チリハギガイ科	チリハギガイ					○	

注：網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

表 4.3-5 (5) 既存資料による動物の重要な種及びその確認地域 (底生動物 2/2)

No.	科名	種名	確認地域					
			泉大津沖 埋立 処分場 周辺	大津川 河口	木材港 地区 貯木場	岸和田 市沖	阪南2区	津田川 河口
40	バカガイ科	バカガイ					○	
41		ミルクイ					○	
42	チドリマスオ科	クチバガイ		○			○	
43	ニッコウガイ科	ユウシオガイ		○			○	
44		サクラガイ					○	
45		ウズザクラガイ					○	
46	シオサザナミ科	ムラサキガイ					○	
47		イソシジミ					○	
48	マテガイ科	マテガイ		○			○	
49	フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ		○			○	
50	マルスダレガイ科	ヒメカノコアサリ					○	
51		カガミガイ					○	
52		ヒメアサリ					○	
53		マツカゼガイ		○			○	
54	オオノガイ科	オオノガイ					○	
55	オキナガイ科	ソトオリガイ		○			○	
56	ヒメイカ科	ヒメイカ					○	
57	チロリ科	マキントシチロリ					○	
58	ゴカイ科	ヒトツブゴカイ					○	
59	ツバサゴカイ科	ツバサゴカイ					○	
60	タマシキゴカイ科	イソタマシキゴカイ					○	
61	クルマエビ科	クルマエビ					○	
62	スナモグリ科	ハルマンズナモグリ					○	
63		ニホンスナモグリ		○			○	
64	ハサミシャコエビ科	ハサミシャコエビ					○	
65	アナジャコ科	アナジャコ					○	
66		ヨコヤアナジャコ		○			○	
67	ヤドカリ科	テナガツノヤドカリ					○	
68	ホンヤドカリ科	ヨモギホンヤドカリ					○	
69	キンセンガニ科	キンセンガニ					○	
70	コブシガニ科	カネココブシ		○			○	
71		マメコブシガニ		○			○	
72	ケブカガニ科	マキトラノオガニ					○	
73	モクズガニ科	スネナガイソガニ					○	
74		トリウミアカイソモドキ					○	
75	コメツキガニ科	コメツキガニ					○	
76	オサガニ科	オサガニ					○	
77		ヒメヤマトオサガニ		○				
78	スナガニ科	スナガニ					○	
79		ハクセンシオマネキ		○			○	
80	カクレガニ科	バンズマメガニ					○	
81		フタハピンノ					○	
82	イカリナマコ科	ヒモイカリナマコ		○			○	
計	53科	82種	1種	22種		2種	75種	

注：1. 網掛けは既存資料による情報が無い確認地域を示す。

2. \*を併記した種類の注釈は以下のとおりである。

- ・カクメイ属：元文献はカクメイ属の一種 (*Cornirostra* sp.) である。
- ・ガラスシタダミ科 (シンジュノナミダ)：ガラスシタダミ科の一種 (*Xenoskenea* sp.) またはシンジュノナミダ (*Xenoskenea* sp.) である。



## (2) 予測の結果

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響予測は既往知見<sup>1</sup>を参考に埋立てによる影響を検討する範囲(以下、「影響検討範囲」)を設定し、影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域が含まれるか否かを確認する方法により行った。なお、影響検討範囲は既存資料等により、図 4.3-4 に示す範囲とした。B 案については、埋立候補地外側の沿岸地形が変わらないため、埋立地の存在により周辺海域の海水の流れに直接的な変化は生じないと考えられることから、影響検討範囲は木材港地区貯木場内及び北側、南側の水路部とした。

予測に用いた資料は表 4.3-3 に示したとおりである。

動物の重要な種の確認地域と影響検討範囲を重ね合わせた結果は、表 4.3-6 及び図 4.3-4 に示すとおりである。

A 案では泉大津沖埋立処分場周辺、大津川河口、木材港地区貯木場、岸和田市沖及び阪南 2 区が、C 案では木材港地区貯木場、岸和田市沖、阪南 2 区が影響検討範囲に含まれることになる。また、B 案では木材港地区貯木場が影響検討範囲に含まれることになる。

以上のとおり、B 案では影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域である木材港地区貯木場が存在するものの、動物への影響は A 案及び C 案よりも相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-6 影響検討範囲内に存在する動物の重要な種の確認地域

区分	埋立場所等	影響検討範囲内に存在する重要な種の確認地域
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	泉大津沖埋立処分場周辺 大津川河口 木材港地区貯木場 岸和田市沖 阪南 2 区
B 案	木材港地区貯木場内	木材港地区貯木場
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	木材港地区貯木場 岸和田市沖 阪南 2 区

<sup>1</sup> 「埋立ておよび海底地形の改変等に伴う漁業影響モニタリング調査暫定指針」(社団法人日本水産資源保護協会、平成 2 年 3 月)

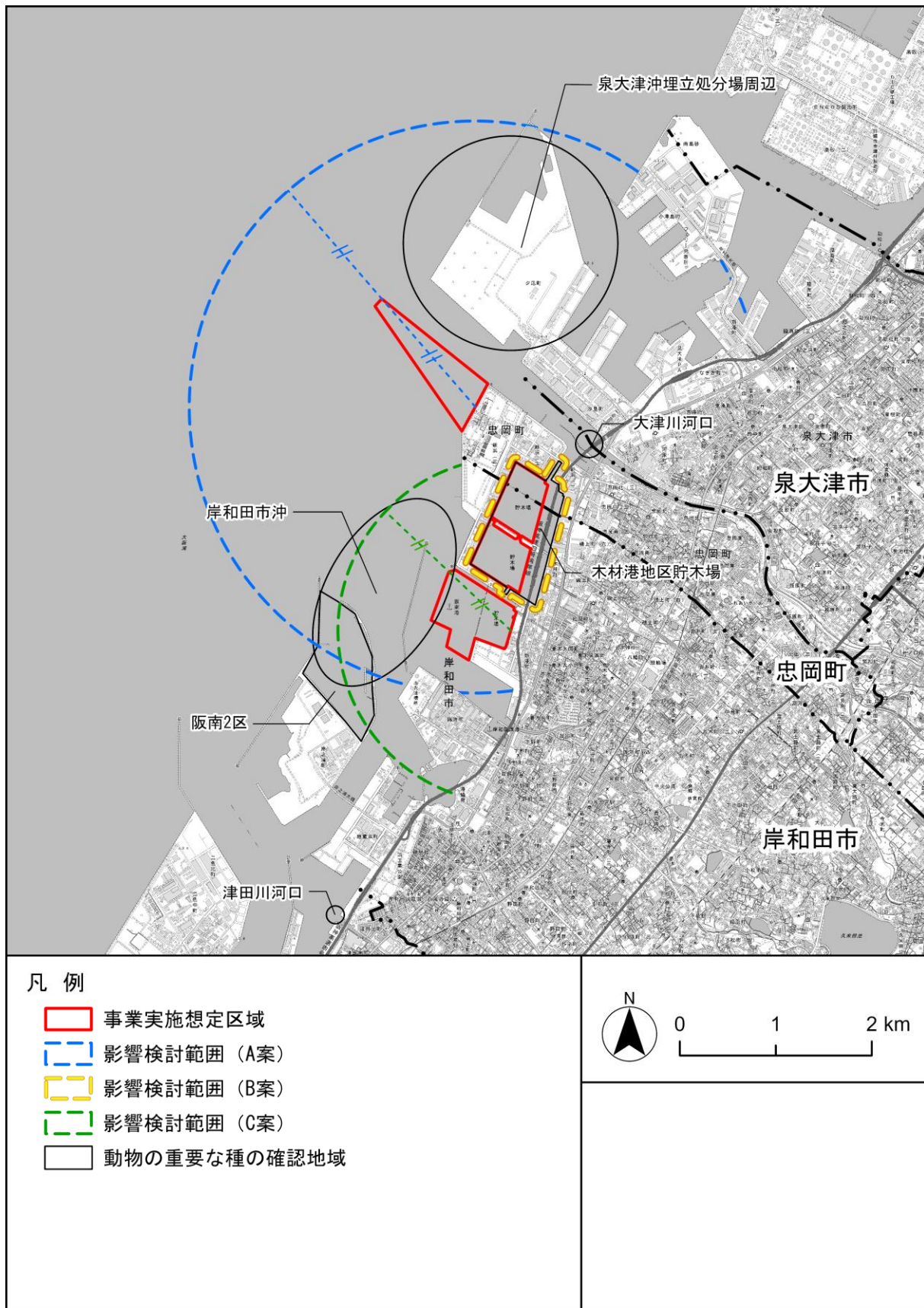


図 4.3-4 動物の重要な種の確認地域及び影響検討範囲

#### 4.3.4 植物

##### (1) 調査の結果

植物の重要な種及び群落の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は表 4.3-7 に示すとおりである。

植物の重要な種及び群落は「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりである。

埋立候補地となる阪南港港湾区域周辺では、表 4.3-8 に示す選定基準に該当する種が図 4.3-5 及び表 4.3-9 に示すとおり確認されている。

表 4.3-7 収集した既存資料（植物）

No.	文献名	陸上植物	海藻類	植生	重要な群落	巨樹・巨木林	天然記念物
<u>1</u>	「阪南 2 工区の人工海浜における植物相の変遷」（楠瀬雄三・村上健太郎、平成 28 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 4、25-30）	●					
<u>2</u>	「ちきりアイランドの人工干潟における環境保全活動実践業務 令和 2 年度報告書」（きしわだ自然資料館、令和 3 年）	●					
3	「令和 4 年度 廃棄物処理事業 処分場自然共生調査（海生生物生育状況調査）報告書」（株式会社 総合水研究所、令和 4 年）		●				
<u>4</u>	「阪南 2 区埋立地内の近距離隔離された人工海浜における植物相の変遷（2009～2023 年）」（岡本素治・楠瀬雄三・村上健太郎、令和 6 年、きしわだ自然資料館研究報告 No. 9、13-23）	●					
<u>5</u>	「大阪湾生きもの一斉調査 令和 5 年 大津川河口」（大阪湾環境再生連絡会、 <a href="http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/life/index.aspx">http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/life/index.aspx</a> 、令和 6 年 8 月閲覧）	●	●				
6	「自然環境保全基礎調査植生調査第 6-7 回」（環境省）			●	●		
7	「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第 4 回（昭和 63～平成 4 年度調査）・第 6 回（平成 11～16 年度調査）」（環境省）					●	
8	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「大阪府文化財保護条例」（昭和 44 年大阪府条例第 5 号） 「泉大津市文化財保護条例」（平成 4 年条例第 17 号） 「岸和田市文化財保護条例」（平成 5 年条例第 22 号）						●

注：No. の太字下線の文献は予測に用いた文献を示す。

表 4.3-8 重要な植物の選定基準

選定基準		カテゴリー	
重要な植物	I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「泉大津市文化財保護条例」(平成 4 年条例第 17 号) 「岸和田市文化財保護条例」(平成 5 年条例第 22 号)	特別天然記念物 (特天) 天然記念物 (天然) 大阪府指定天然記念物 (府天) 泉大津市指定天然記念物 (市天) 岸和田市指定天然記念物 (市天)
	II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国際希少野生動植物種 (国際) 国内希少野生動植物種 (国内) 特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) 特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
	III	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	IV	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	絶滅 (EX) 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD)
	V	「海洋生物レッドリスト」(水産庁、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	VI	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省、平成 29 年)	絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 I A 類 (CR) 絶滅危惧 I B 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

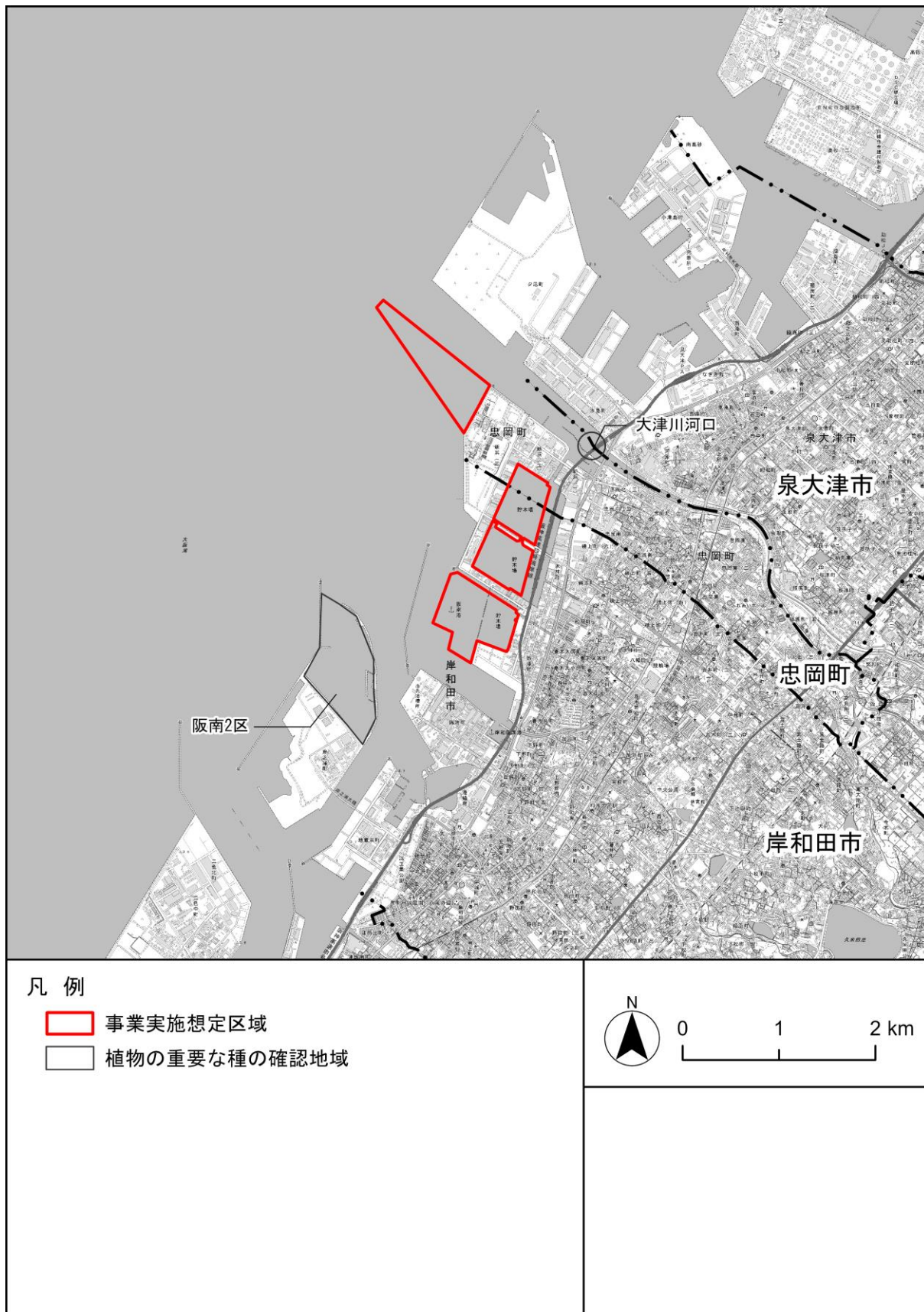


図 4.3-5 既存資料による植物の重要な種の確認地域



表 4.3-9 既存資料による植物の重要な種及びその確認地域

No.	科名	和名	確認地域	
			阪南2区	大津川河口
1	カヤツリグサ科	コウボウムギ	●	
2	ツゲ科	ツゲ		●
3	マメ科	ハマエンドウ	●	
4	イソマツ科	ハマサジ	●	
5	ヒユ科	ホソバハマアカザ	●	
6	シソ科	ハマゴウ	●	
7	セリ科	ハマボウフウ	●	●
計	7科	7種	6種	2種

## (2) 予測の結果

植物の重要な種及び群落への影響予測は「第4章 4.3.3 動物」で設定した影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域が含まれるか否かを確認する方法により行った。

予測に用いた資料は表 4.3-7 に示したとおりである。

植物の重要な種の確認地域と影響検討範囲を重ね合わせた結果は、表 4.3-10 及び図 4.3-6 に示すとおりである。

A 案では大津川河口と阪南 2 区が、C 案では阪南 2 区が影響検討範囲に含まれることになる。また、B 案では影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域は含まれないことになる。

以上のとおり、植物への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-10 影響検討範囲内に存在する植物の重要な種の確認地域

区分	埋立場所等	影響検討範囲内に存在する重要な種の確認地域
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	大津川河口 阪南 2 区
B 案	木材港地区貯木場内	なし
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	阪南 2 区

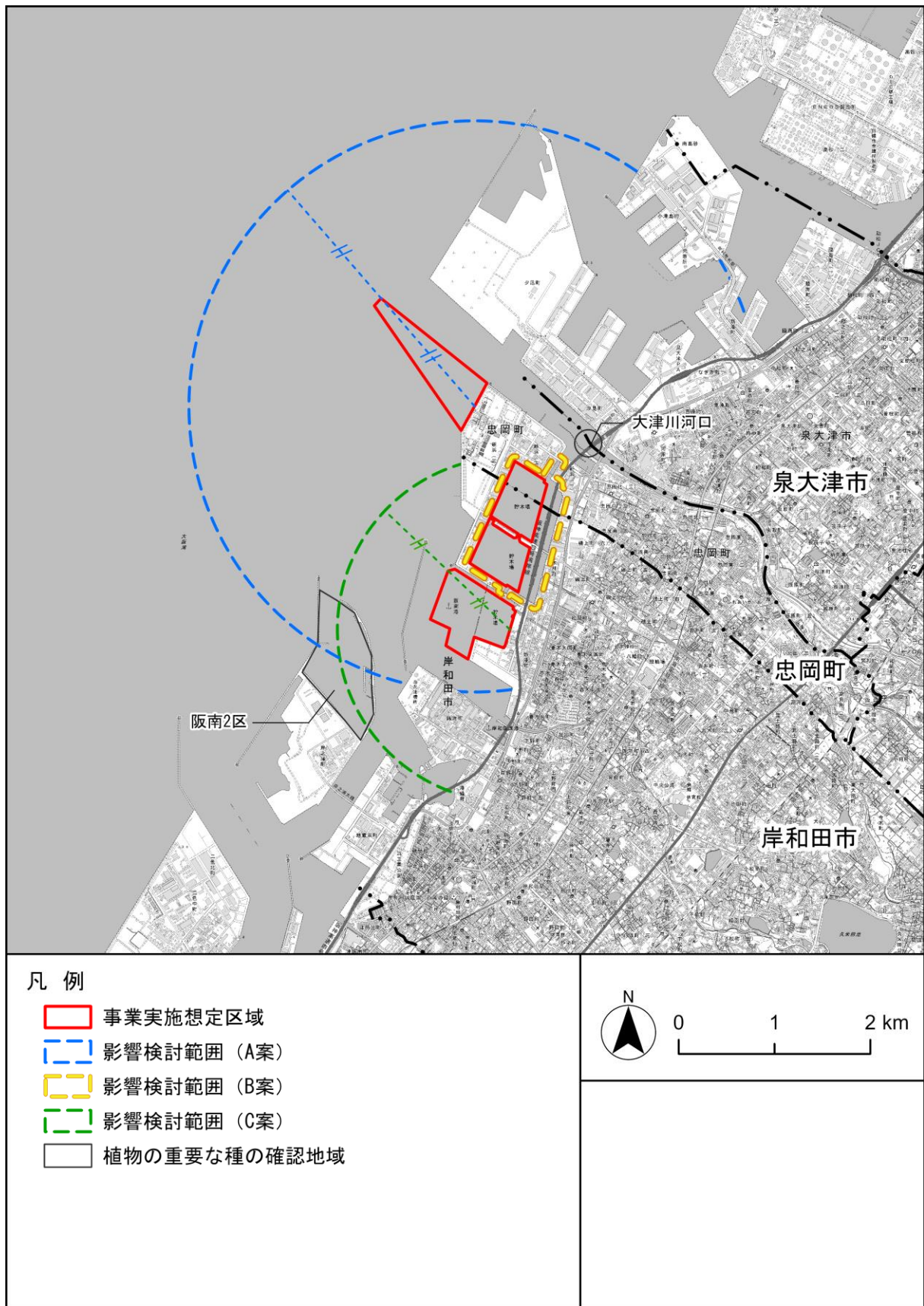


図 4.3-6 植物の重要な種の確認地域及び影響検討範囲



#### 4.3.5 生態系

##### (1) 調査の結果

地域を特徴づける生態系の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「干潟・藻場・サンゴ礁調査」(環境省生物多様性センター、<https://www.biodic.go.jp/>、令和6年8月閲覧)

既存資料によれば、事業実施想定区域周辺は大阪湾の湾奥部に位置し、沿岸部は工業地帯となっており、東側には住宅地が広がっている。事業実施想定区域北側の大津川河口には干潟が分布しており、生息する底生動物やそれらを餌とするシギ・チドリ類等の鳥類の生息環境となっている。また、事業実施想定区域南西側には「ちきりアイランド人工干潟」が造成され、水生生物や鳥類、植物の生息・生育環境となっている。

事業実施想定区域周辺では表 4.3-11 に示すとおり環境影響を受けやすい場として「大津川河口の干潟」、「ちきりアイランド人工干潟」がある。これらの場所は法令等により指定されていないが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部においては注目すべき動植物の生息・生育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。

表 4.3-11 事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場の区分とその例		事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場
① 環境影響を受けやすい場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津川河口の干潟</li> </ul>
② 環境保全の観点から法令等に指定された場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法、自然公園法、自然環境保全法で指定された区域</li> <li>・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし</li> </ul>
③ 法令等に指定されていないが、地域により注目されている場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林のうち、減少又は劣化しつつある自然環境</li> <li>・地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちきりアイランド人工干潟 (阪南2区の埋立地に造成されたちきりアイランドの人工干潟は、法令等により指定されていないが、河口域や沿岸域の開発により干潟の消失が著しい大阪湾奥部における注目すべき動植物の生息・生育地であり、地域の生態系を特徴づける重要な自然環境のまとまりの場である。)</li> </ul>

## (2) 予測の結果

地域を特徴づける生態系の場への影響予測は「第4章 4.3.3 動物」で設定した影響検討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場が含まれるか否かを確認する方法により行った。

事業実施想定区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場と影響検討範囲を重ね合わせた結果は、表 4.3-12 及び図 4.3-7 に示すとおりである。

A 案では大津川河口の干潟及びちきりアイランド人工干潟が、C 案ではちきりアイランド人工干潟が影響検討範囲に含まれることになる。また、B 案では影響検討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場は含まれないことになる。

以上のとおり、生態系への影響は A 案及び C 案よりも B 案の方が相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-12 影響検討範囲内に存在する重要な自然環境のまとまりの場

区分	埋立場所等	影響検討範囲内に存在する重要な自然環境のまとまりの場
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	大津川河口の干潟 ちきりアイランド人工干潟
B 案	木材港地区貯木場内	なし
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	ちきりアイランド人工干潟

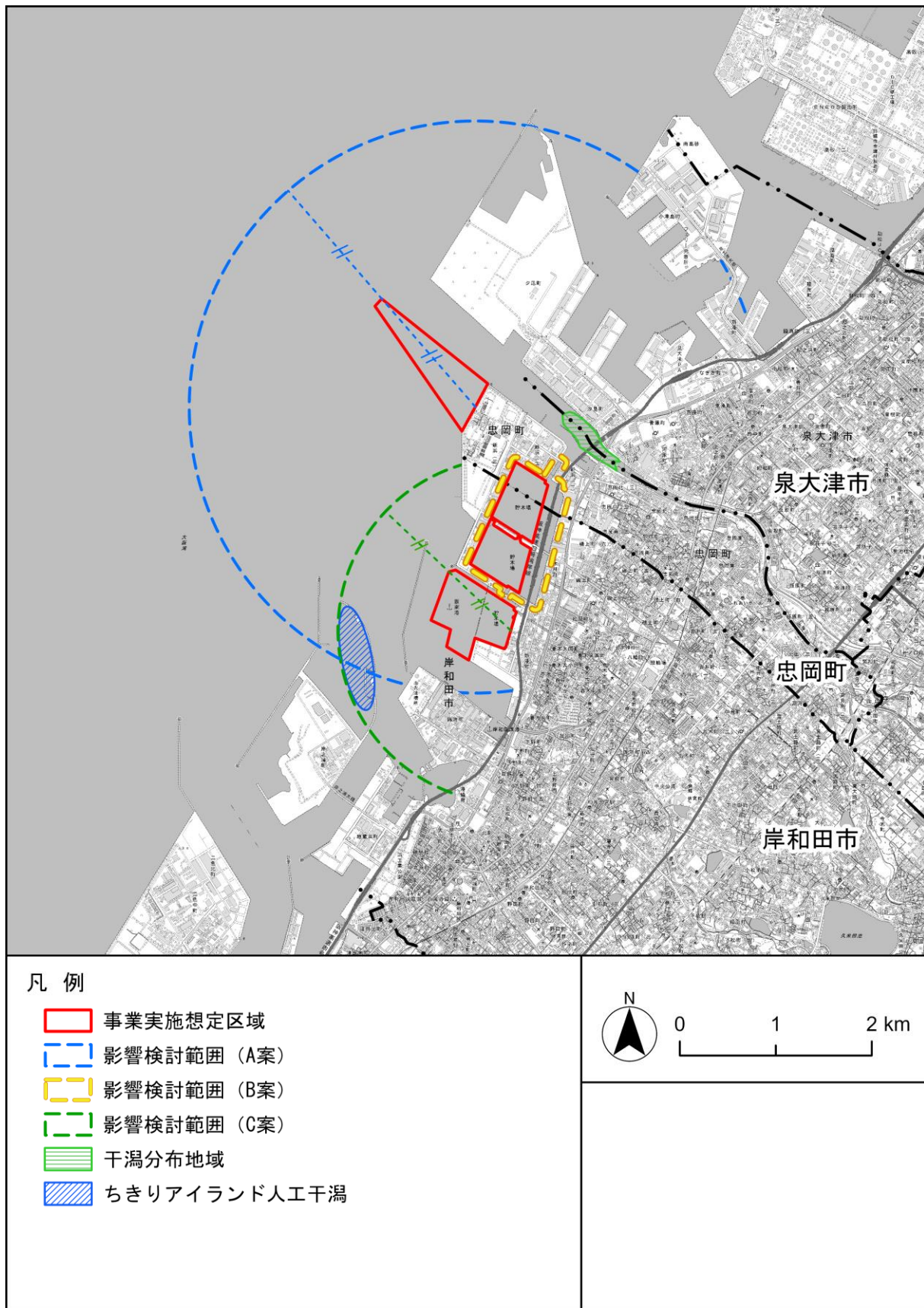


図 4.3-7 重要な自然環境のまとまりの場及び影響検討範囲

#### 4.3.6 景観

##### (1) 調査の結果

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の現状把握は、既存資料を用いた確認とした。

現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「市内の名所・旧跡」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「臨海部の施設」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」(大阪府ホームページ、令和6年7月閲覧)
- ・「ここに残る景観資源 きしわだ景観100選」(岸和田市、令和6年)
- ・「大阪府宮港湾要覧」(大阪府ホームページ、令和6年11月閲覧)

各埋立候補地周辺の主要な眺望点及び景観資源の状況は「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表3.1-1(3)に示したとおりである。

##### (2) 予測の結果

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響予測は、既往知見<sup>2</sup>を参考に埋立てによる影響検討範囲を設定し、主要な眺望点が含まれるか否かを確認する方法により行った。影響検討範囲は埋立候補地外縁から約3kmの範囲とした。

埋立候補地外縁から約3kmの範囲に存在する主要な眺望点は表4.3-13及び図4.3-8に示すとおりである。

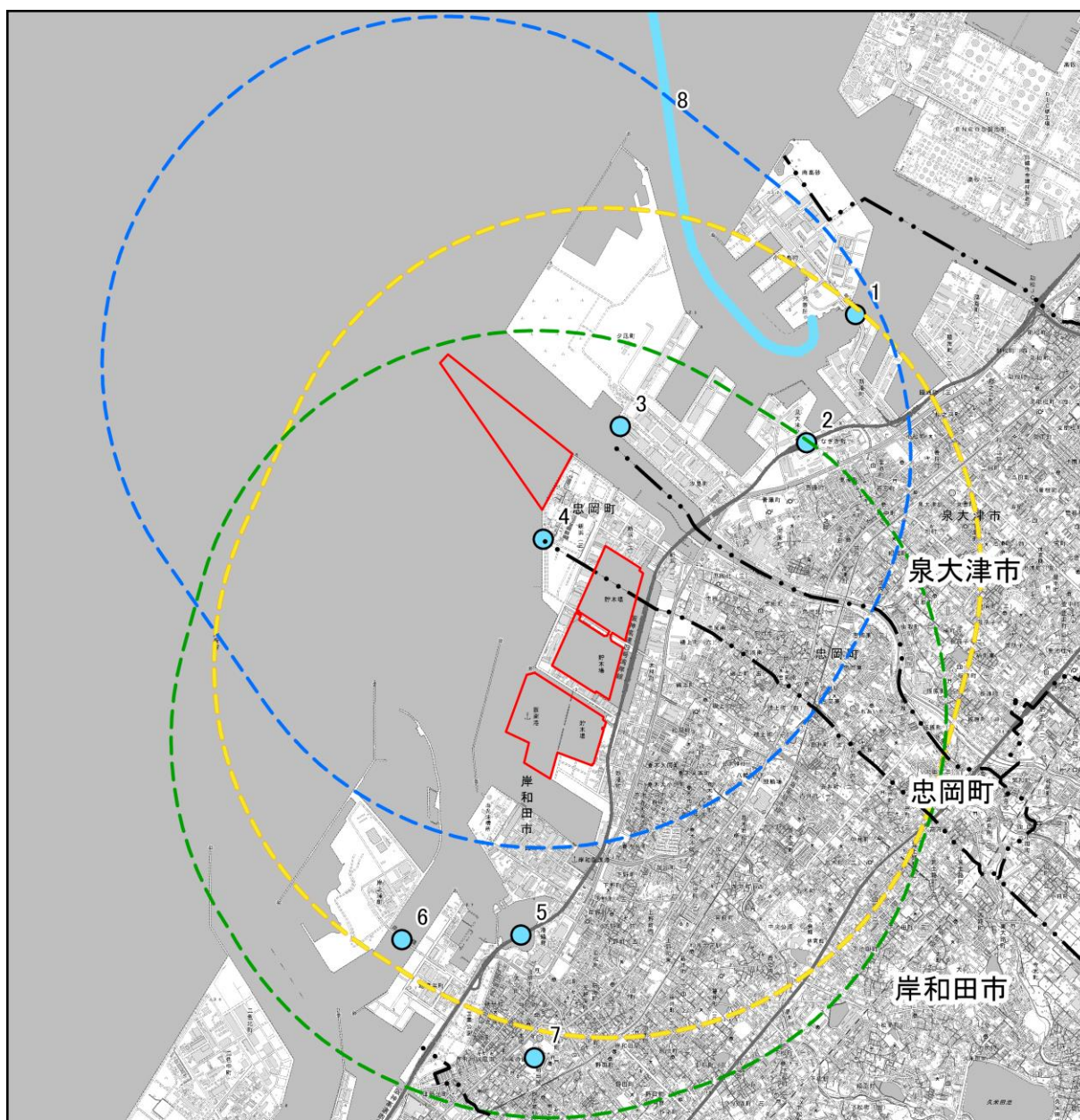
A案では影響検討範囲内に眺望点として、泉大津大橋、きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路、汐見公園、新浜緑地 展望台、フェリー航路(泉大津⇄新門司)が存在するものの、影響検討範囲内に存在する眺望点の数から判断すると、景観への影響はB案及びC案よりも相対的に小さいものと考えられる。

<sup>2</sup> 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」(建設省都市局都市計画課 監修、平成11年11月)

表 4.3-13 埋立候補地外縁から約 3km の範囲に存在する主要な眺望点

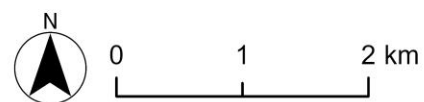
区分	埋立場所等	約 3km の範囲に存在する主要な眺望点
A 案	大津川河口周辺の港湾 区域内	1：泉大津大橋 2：きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路 3：汐見公園 4：新浜緑地 展望台 8：フェリー航路（泉大津⇔新門司）
B 案	木材港地区貯木場内	1：泉大津大橋 2：きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路 3：汐見公園 4：新浜緑地 展望台 5：岸和田大橋 6：岸之浦大橋 8：フェリー航路（泉大津⇔新門司）
C 案	木材港地区木材整理場 及びその沖合	2：きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路 3：汐見公園 4：新浜緑地 展望台 5：岸和田大橋 6：岸之浦大橋 7：岸和田城





凡例

- 事業実施想定区域
- 影響検討範囲(A案、3km)
- 影響検討範囲(B案、3km)
- 影響検討範囲(C案、3km)
- 主要な眺望点



「市内の名所・旧跡」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)  
 「臨海部の施設」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)  
 「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」(大阪府ホームページ、令和6年7月閲覧)  
 「ここに残る景観資源 きしわだ景観100選」(岸和田市、令和6年)  
 「大阪府営港湾要覧」(大阪府ホームページ、令和6年11月閲覧) より作成

図 4.3-8 埋立候補地と主要な眺望点の位置

#### 4.3.7 人と自然との触れ合いの活動の場

##### (1) 調査の結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の現況把握は、既存資料を用いた確認とした。現況把握に用いた資料は以下のとおりである。

- ・「泉大津を楽しむ」(泉大津市 HP、令和 6 年 7 月閲覧)
- ・「海しる」(海上保安庁ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)
- ・「臨海部の施設」(泉大津市ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)
- ・「令和 5 年度 第 16 回大阪湾生き物一斉調査について」(大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト、令和 6 年 10 月閲覧)
- ・「Excellent Marina エクセロンマリインタダオカ ホームページ」(令和 6 年 7 月閲覧)
- ・「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」(大阪府ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)
- ・「ここに残る景観資源 きしわだ景観 100 選」(岸和田市、令和 6 年)
- ・「きしわだ SIDE 岸和田市魅力発信サイト」(岸和田市ホームページ、令和 6 年 7 月閲覧)

埋立候補地周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況」における表 3.1-1 (3) に示したとおりである。

## (2) 予測の結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響予測は、既往知見<sup>3</sup>を参考に埋立てによる影響検討範囲を設定し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が含まれるか否かを確認する方法とした。影響検討範囲は埋立候補地外縁から約 0.5km の範囲とした。

埋立候補地外縁から約 0.5km の範囲に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 4.3-14 及び図 4.3-9 に示すとおりである。

C 案では影響検討範囲内に人と自然との触れ合いの活動の場として、阪南港岸和田新東防波堤灯台が存在するものの、影響検討範囲内に存在する人と自然との触れ合いの活動の場の数から判断すると、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は A 案及び B 案よりも相対的に小さいものと考えられる。

表 4.3-14 埋立候補地外縁から約 0.5km の範囲に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場

区分	埋立場所等	約 0.5km の範囲に存在する 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
A 案	大津川河口周辺の港湾区域内	2：汐見公園 3：大津川河口 5：新浜緑地
B 案	木材港地区貯木場内	3：大津川河口 4：Excellent Marina エクセロンマリンタダオカ 5：新浜緑地 6：阪南港岸和田新東防波堤灯台
C 案	木材港地区木材整理場及びその沖合	6：阪南港岸和田新東防波堤灯台

備考：大津川河口には干潟が存在する。干潟は時季により消長することが想定されるため A 案及び B 案の影響検討範囲に含まれるものとした。

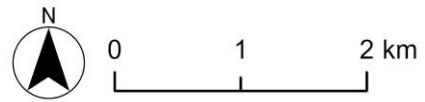
<sup>3</sup> 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」（建設省都市局都市計画課 監修、平成 11 年 11 月）





凡例

- 事業実施想定区域
- 影響検討範囲(A案、0.5km)
- 影響検討範囲(B案、0.5km)
- 影響検討範囲(C案、0.5km)
- 主要な人と自然との触れ合いの活動の場



「泉大津を楽しむ」(泉大津市HP、令和6年7月閲覧)  
 「海しる」(海上保安庁ホームページ、令和6年7月閲覧)  
 「臨海部の施設」(泉大津市ホームページ、令和6年7月閲覧)  
 「令和5年度 第16回大阪湾生き物一斉調査について」(大阪湾生き物一斉調査 情報公開サイト、令和6年10月閲覧)  
 「Excellent Marina エクセロンマリナダオカ ホームページ」(令和6年7月閲覧)  
 「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」(大阪府ホームページ、令和6年7月閲覧)  
 「ここに残る景観資源 きしわだ景観100選」(岸和田市、令和6年)  
 「きしわだSIDE 岸和田市魅力発信サイト」(岸和田市ホームページ、令和6年7月閲覧)より作成

図 4.3-9 埋立候補地と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置

#### 4.3.8 環境要素ごとの評価の結果

「水質」「水底の底質」「動物」「植物」「生態系」「景観」「人と自然との触れ合いの活動の場」の7項目を計画段階配慮事項として選定し、埋立てによる各環境要素への影響を既往知見、既存資料等を参考に予測した。

これらの予測結果を基に設定した複数案について相対比較により評価した結果は表4.3-15に示すとおりであり、A案及びC案に比べてB案の方が周辺環境に与える影響は相対的に小さいものと判断されることからB案の採用が適切であると考えられる。したがって、今後実施する事業段階の環境影響評価はB案を対象に実施することとする。

なお、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するための環境配慮の内容についてさらに検討していくこととし、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年6月18日環水規127号）についても検討していくこととする。

表 4.3-15 (1) 評価の結果

区分 環境要素	A案 (大津川河口周辺の 港湾区域内)	B案 (木材港地区貯木場内)	C案 (木材港地区木材整理場 及びその沖合)
水質	阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ること並びに大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の水質に影響を生じさせる可能性が考えられる。	貯木場内と外海との海水交換量が変わることが想定され、周辺海域の水質に影響を生じさせる可能性が考えられるが、周辺海域の流況特性並びに埋立地の位置、形状から判断すると <b><u>A案及びC案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u></b>	春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、周辺海域の水質に影響を生じさせる可能性が考えられる。
水底の底質	阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ること並びに大津川河口周辺の流れの様相に影響を与えることが想定され、周辺海域の水底の底質に影響を生じさせる可能性が考えられる。	貯木場内と外海との海水交換量が変わることが想定され、周辺海域の水底の底質に影響を生じさせる可能性が考えられるが、周辺海域の流況特性並びに埋立地の位置、形状から判断すると <b><u>A案及びC案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u></b>	春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定され、周辺海域の水底の底質に影響を生じさせる可能性が考えられる。
動物	影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域である泉大津沖埋立処分場周辺、大津川河口、木材港地区貯木場、岸和田市沖及び阪南2区が含まれる。	影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域である木材港地区貯木場が存在するが、 <b><u>A案及びC案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u></b>	影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域である木材港地区貯木場、岸和田市沖及び阪南2区が含まれる。
植物	影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域である大津川河口及び阪南2区が含まれる。	影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域は含まれない。 <b><u>A案及びC案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u></b>	影響検討範囲内に植物の重要な種の確認地域である阪南2区が含まれる。

表 4.3-15 (2) 評価の結果

区分 環境要素	A 案 (大津川河口周辺の 港湾区域内)	B 案 (木材港地区貯木場内)	C 案 (木材港地区木材整理場 及びその沖合)
生態系	影響検討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場である大津川河口の干潟及びちきりアイランド人工干潟が含まれる。	影響検討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場は含まれない。 <u>A 案及び C 案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u>	影響検討範囲内に重要な自然環境のまとまりの場であるちきりアイランド人工干潟が含まれる。
景観	影響検討範囲内に眺望点として、泉大津大橋、きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路、汐見公園、新浜緑地展望台、フェリー航路（泉大津⇄新門司）が存在する。影響検討範囲内に存在する眺望点の数から判断すると <u>B 案及び C 案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u>	影響検討範囲内に眺望点として、泉大津大橋、きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路、汐見公園、新浜緑地展望台、岸和田大橋、岸之浦大橋、フェリー航路（泉大津⇄新門司）が存在する。	影響検討範囲内に眺望点として、きららセンタービル・ホテルサンルート関空を結ぶ空中通路、汐見公園、新浜緑地 展望台、岸和田大橋、岸之浦大橋、岸和田城が存在する。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	影響検討範囲内に人と自然との触れ合いの活動の場として、汐見公園、大津川河口、新浜緑地が存在する。	影響検討範囲内に人と自然との触れ合いの活動の場として、大津川河口、Excellent Marina エクセロンマリインタダオカ、新浜緑地、阪南港岸和田新東防波堤灯台が存在する。	影響検討範囲内に人と自然との触れ合いの活動の場として、阪南港岸和田新東防波堤灯台が存在する。影響検討範囲内に存在する人と自然との触れ合いの活動の場の数から判断すると <u>A 案及び B 案による影響に比べて相対的に小さいものと考えられる。</u>

(空白のページ)